

公立大学法人三重県立看護大学広報紙広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、公立大学法人三重県立看護大学（以下「大学」という。）が発行する広報紙「MCNレポート」（以下「MCNレポート」という。）への広告掲載を適正に行うため、公立大学法人三重県立看護大学広告掲載要項（以下「要項」という。）に基づく広告掲載の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 要項第4条に規定する広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の掲載位置 MCNレポート紙面上の大学が指定する場所（仕様書に定める）
- (2) 掲載枠数 2枠
- (3) 規格 大きさ 縦9cm×横9cm

(広告の掲載基準)

第3条 次の各号に該当する広告は、MCNレポートに掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ①人権、民族、言語、性、職業、心身の障がい、社会的身分による差別など基本的人権の侵害につながる表現又はそのおそれのあるもの
- ②法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品等その他掲載することが不相当と認められる商品、又はサービスを提供するもの
- ③他の者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- ④大学の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの又はそのおそれのあるもの
- ⑤政治、経済、文化、社会、その他の諸問題に関する意見や主張等を表明し、表現するもの
- ⑥公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑦宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- ⑧非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- ⑨懸賞広告等で、景品類の提供を主目的とせず、個人情報の収集等を目的とするもの
- ⑩広告する商品等とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの
- ⑪公共性、社会性の少ない意見広告や掲載することによって自己の売名を図ろうとするもの
- ⑫社会的に不適切なもの

(2) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ①性的感情を著しく刺激するもの
- ②犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
- ③粗暴性、残虐性を著しく助長するもの
- ④ギャンブル等を肯定するもの
- ⑤青少年の人体・精神・教育等に有害なもの

(3) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ①実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表現（誇大広告・不当表示）又はそのおそれのあるもの（合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。）
- ②射幸心をあおる表現又はそのおそれのあるもの

- ③労働基準法等関係法令に違反した人材募集広告
- ④虚偽の内容を表示するもの
- ⑤法令等で認められていない業種・商法・商品であるもの
- ⑥国家資格等に基づかない者が行う療法等であるもの
- ⑦責任の所在が明確でないもの
- ⑧その他、消費者に誤認されるおそれのある表示のもの

2 広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、MCNレポートの品位や信用、調和等を著しく損なう、又は損なうおそれがあるもの

- (1) 奇抜な色遣いを行ったもの
- (2) MCNレポートの内容（記事）と著しく違和感のあるもの
- (3) MCNレポート読者に不快感をあたえるもの、又はそのおそれのあるもの

（広告表示内容に関する個別の基準）

第4条 大学は広告ごとに、その具体的な内容を検討のうえ広告掲載の可否を判断するものとし、掲載にあたって広告内容の修正・削除等が必要な場合には、広告主に修正等を依頼できるものとする。

なお、広告主は正当な理由がない限り、修正等に応じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、大学が検討し、判断する項目の主なものについては、次のとおりである。

(1) 人材募集広告

- ①人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない
- ②人材募集に見せかけて、商品・材料及び資機材の販売や資金集め等を目的としている、又はその疑いのあるものは認めない

(2) 学校教育法に定める学校等

- ①合格率等の実績を記載する場合は、実績年等も含め表示し、誤認されるおそれのある表示はしないこと
- ②安易さや授業料等の安価さを強調する表現は使用しないこと
- ③学校教育法第1条に定める学校でない場合は、誤認されるおそれのある表示はしないこと

(3) 病院等厚生労働省許認可及び指定施設等

医療法等関係法令の規定により広告できる事項のほか、掲載する具体的な内容については、事前に三重県所管課等の確認を得たものであること

(4) 薬局等の事業者及び医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）等

掲載する具体的な内容については、事前に三重県所管課等の確認を得たものであること

(5) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く又はそのおそれのある表現はしないこと

(6) 有料老人ホーム等

監督官庁の定めるもののほか、掲載する具体的な内容については、事前に三重県所管課等の確認を得たものであること

(7) 不動産事業

- ①不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号のほか、認可免許証番号等を明記すること
- ②不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限等を明記すること
- ③その他監督官庁の定めるものを遵守したものであること

(8) 金融業

- ①投資信託、株式投資、保険会社の広告は、法令及び自主規制等によって制約された

内容を遵守すること

②投資信託の広告

配当が確実、絶対安全であるなど、元本が保証されているかのように誤認させる表現はしないこと。また、過去の実績を示して将来の配当を暗示する場合は、「予測に基づくもの」であることを明記しなければならない

③外国の債券、信託等の広告は、法令等に抵触せず、実態の明確なものでなければならない

④保険募集に際して禁止される広告

将来における利益の配当、又は剰余金の分配についての予想に関する事項は記載することができない

(9) 旅行業

①登録番号、所在地、補償の内容等を明記すること

②誇大広告、不当表示に注意すること

(10) 募金等

①厚生労働大臣又は三重県知事の許可を得たものであること

②下記の主旨を明確に表示すること

「〇〇募金は、厚生労働大臣（三重県知事）の許可を受けた募金活動です。」

(11) 割賦販売に関すること

①原則として前払式特定取引以外は商品の先渡し方式しか掲載しない

②利率の表示等、表示が必要な事項については、別に定めるところによる

(12) その他、表示について注意すること

①割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。また、原則としてメーカー名、ブランド名、型、販売期間等を表示すること

②比較広告

主張する内容が客観的に実証されているものであり、その根拠となる資料等を明示すること。また、自己の優位性を誇示し、他者の商品等を中傷、誹謗等する表現でないこと

③無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合は、その旨明示すること

④他者の肖像権・著作権等

無断使用でないことを、あらかじめ確認すること

⑤アルコール飲料

未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示し、かつ飲酒を誘発するような表現でないこと

⑥事実でないのに大学が広告主を支持、又はその商品やサービス等を推奨、あるいは保証していると誤認、又は誤認させるおそれのないこと

(広告の掲載の期間)

第5条 要項第5条に規定する広告掲載の期間は、原則として各号（年4回発行するMCNレポート1回分）を単位とする。

(広告の募集方法等)

第6条 要項第6条に規定する広告の募集方法等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 募集方法は、原則として大学ホームページに募集要領等を掲載することにより公募するものとする

(2) MCNレポートへの広告の掲載を希望する者は、様式第1号により大学に申し込むものとする

(3) 大学は、前項による申込があった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対して、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる

(広告掲載の決定)

第7条 大学は、前条の規定による申込みがあった場合は、要項第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のとときは、掲載希望枠数の多いものを優先して選定することができる。

2 大学は、前項の規定によりMCNレポートへの広告の掲載（不掲載）を決定したときは様式第2号により当該申込者に通知する。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、1枠20,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、過去に掲載実績がある場合や2枠を同時に購入する場合は別に定める広告掲載料を適用する。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、大学が指定した日までに、大学が発行する請求書により前納するものとする。ただし、前納することが困難な場合は、大学と協議のうえ、別途定める期日までに納入することができる。

(広告掲載料の返還)

第9条 大学は、広告主の責に帰さない事由により、当該広告を掲載しなかったときは、広告掲載料を広告主に返還する。

2 大学は、要項第8条第2項の規定により広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。

3 大学は、要項第9条の規定による広告掲載の取下げを受理した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。

4 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿の作成)

第10条 広告主は、大学が別途指定する日までに、原稿を大学の指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 大学は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第4条、及び要項第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(損害賠償)

第11条 広告主の責に帰すべき事由により、広報紙の再印刷等大学に損害を及ぼした場合は、広告主はその損害額を賠償するものとする。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、大学と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第13条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

附則

1 この要領は平成28年5月13日から施行する。